

令和2年度第1回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	令和2年9月9日（水）午前10時00分～午後2時00分
開催場所	東館5-3会議室
出席者	市長、副市長2名、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、資産経営部長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、国体推進局長、教育委員会事務局事務部長、上下水道部長、病院経営推進部長
審議事項	(1) 令和3年度予算編成方針について <情報戦略局> (2) 地域で活動される人材の確保について～20年後対策 <環境生活部・健康福祉部> (3) 伊勢市駅前B地区市街地再開発事業について <都市整備部、健康福祉部>

1 令和3年度当初予算編成方針について

<情報戦略局>

概 要

令和3年度当初予算編成を行うにあたっての基本的な考え方について、審議を行った。審議に係る主な内容は、以下のとおりである。

○予算編成の考え方

- ①新型コロナウイルス感染症への対応
- ②財政の健全化、予算規模の適正化への取り組み
- ③社会情勢等の変化を反映した予算要求
- ④目的・成果を意識した予算編成
- ⑤ICT活用推進（スマートシティ推進）
- ⑥公共施設の適正な管理・運営
- ⑦連携による効率化と事業効果の向上
- ⑧地域人材の確保・育成
- ⑨市民の身近な生活課題等への対応
- ⑩シティプロモーションへの意識
- ⑪自主財源の確保
- ⑫議会指摘事項等

結 論

提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・新型コロナウイルス感染症の影響、国の財政措置等の把握に努め、適宜、予算枠の設定、事業の再調整など、柔軟に編成作業を行う必要がある。

2 地域で活動される人材の確保について～20年後対策

<環境生活部・健康福祉部>

概要

少子高齢化・人口減少が進行する中で、地域コミュニティも希薄化が進み、地域を支える人材の確保と育成が大きな課題となっている。行政・地域の役割分担、仕組みの整理等を行うとともに、地域活動人材の確保・育成の方針を定め、具体的な取組を推進していくため、全体的な方向性及び推進体制について審議を行った。審議に係る主な内容は、以下のとおりである。

(1) 推進体制について

【市】市民交流課及び福祉総務課が事務局（取りまとめ役）となり、各課の主体的取組を推進する。

【地域】まちづくり協議会を中心に、地域の活動者等とともに、地域の課題として取り組む。

(2) 進め方について

1. 20年後を見据えた人材の確保・育成における課題の整理【調査・分析】

- ① 基礎調査：庁内照会
- ② 詳細調査：活動者・企業等へのアンケート調査等

2. 課題を解決するための施策の立案・実行【施策立案・実行】

- ・【調査・分析】の結果をもとに実施

結論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・市民協働においては、市民が十分、理解・納得いただける説明が大事である。
- ・地区担当職員の理解にも幅がある様に感じる。研修等の機会も必要ではないか。
- ・その機能が20～30年後本当に必要かどうかを検証・整理していく必要がある。
- ・「人」が担っているものを、AI等のシステムに切り替えていくのも選択肢である。

資料 付議事項書

3 伊勢市駅前B地区市街地再開発事業について

<都市整備部、健康福祉部>

概 要

伊勢市駅前B地区市街地再開発事業について、保健福祉拠点施設の入居と再開発事業を分けて、市としての考え方及び条件を通知し、施行者に検討を求めるとともに、令和2年9月7日までに文書回答を求めたところ、令和2年9月8日に施行者からの回答があったことを受け、市の入居、また、再開発事業の進行について、審議を行った。審議に係る主な内容は、以下のとおりである。

(1) 市からの通知（8月28日付）の概要

- ・再開発事業と保健福祉拠点施設の市としての考え方及び条件を通知。
- ・9月7日までの文書回答を依頼。

①保健福祉拠点施設の入居条件

- ・再開発事業の長期収支計画における健全運営の確保
- ・適正な条件の範囲内で、かつ他の公益施設との整合が取れた入居条件の設定

②再開発事業について

- ・保留床売却による長期収支計画の提出依頼
- ・市貸付金の支援については、貸付金相当額分以上を保証できる担保設定を条件とする

(2) 施行者からの回答（9月8日付）の概要

①保健福祉拠点施設の入居条件

- ・賃料は、8,000円/坪税抜き、管理費+共益費は、賃料の20%以内

②再開発事業について

- ・長期収支計画においては、金融機関借入金20億円、市貸付金12億円を計画
- ・担保設定対象については、収益価格で32.9億円（根拠不明）、積算価格43.8億円分

※2018年8月23日を基準日とした調査結果においては、収益価格（権利床除く）は29.7億円

結 論

回答書の内容では、担保の確保が出来ているとは確認できないため貸付はできず、長期収支計画は当市からの貸付金を前提としているため、健全運営確保の前提も崩れるため、入居はできない。

また、管理費+共益費が賃料の20%以内ということも適正な入居条件として合意できない。

これを市の見解として、施行者に速やかに返答するとともに、9/11 開催予定の三重県・市・施行者による再開発促進のための会議にて、施行者側に対応を求めることとした。

主な意見・補足等

- ・ B地区内のビル・土地以外の担保について提示意向はないか。
⇒提示する意向はないと聞いている。
- ・ 権利床は担保に含めることはできないのか。
⇒権利床については、権利者全員の同意が得られないため含められないと回答あり。
- ・ 価格基準が 2018 年 8 月 23 時点のものだが。
⇒本日の会議における参考資料である価格基準の調査結果については、権利変換計画を作成した時点のものであり、設計等の変更もあったため今現在の基準とは異なるが、最新のものは提示いただいております、資料として足りているとは言えない状況である。
- ・ 管理費+共益費が賃料の 20%以内という条件についても合意できない。

資料 付議事項書